事務連絡

平成31年（2019年）4月24日

各指定就労継続支援Ｂ事業所　管理者　様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

就労継続支援Ｂ型サービス費における前年度の平均工賃月額加算について

　平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より送付のありました「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　Ｖｏｌ.４　問２（平成30年７月30日）」について、本県での取り扱いを下記のとおり整理いたしましたので、ご了知願います。

記

精神疾患による通院や身体障害によるリハビリテーション等、特定の障害や疾患等により医師の診断等に基づき、通年かつ毎週１回以上の通院等が必要な利用者がいる場合、その利用者について就労継続支援Ｂ型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外することができるものとする。

　なお、本取り扱いは平成31年４月１日より適用する。

●「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　Ｖｏｌ.５（平成30年12月17日）」抜粋

|  |
| --- |
| （就労継続支援Ｂ型サービス費の区分）問２　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、就労継続支援Ｂ型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、事業所の努力では利用者の利用日数を増やせないため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することになっている。この考えに基づけば、同様に、通年かつ毎週、定期的に通院をしながら就労継続支援Ｂ型を利用している者についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することは可能か。 |

（答）

人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者が就労継続支援Ｂ型を利用している又はする場合についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことは困難であると考えられるため、就労継続支援Ｂ型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外する。

また、サービス利用途中において、通年かつ毎週引き続き通院する必要が生じた利用者についても、実際に通院が始まった月の計算から除外する。

ただし、これらの利用者について、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外せずに計算することも認められる。なお、除外する場合、通年かつ毎週、通院しているかの確認には、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の写しなど継続的に通院していることが把握できるものを事業所に提出させることとする。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係　中島

Tel：077-528-3544